

2022年度

自家消費型太陽光発電設備導入 補助金制度のご案内

企業等が
対象

概要

社屋やビル、マンションなどに自家消費型太陽光発電設備を設置する場合に、札幌市が企業等に対して、設置費用の一部を補助する制度です。なお、札幌市が環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、間接的に補助するものです。


補助対象者

- 企業等（個人事業者含む）、マンション管理組合
- ① 市内にある事務所・事業所等（店舗併用住宅含む）に対象機器を設置しようとする者
- ② 市内にある区分所有住宅等の共用部分に対象機器を設置しようとする者
- ③ 市内に自ら所有する共同住宅の共用部又はテナントビルに対象機器を設置しようとする者
- ④ 本補助制度への申込み完了後に対象機器の設置に係る契約を締結する者

申込条件

- ① FIT、FIP（Feed in Premium）の認定を受けないこと。
- ② 発電量の50%以上を自家消費する太陽光発電設備（新品）の設置であること。
- ③ 定置用蓄電池は、太陽光発電設備に付帯するもので同時申請を行ったものが対象。
- ④ 国が実施する他の補助金等を受けていないこと。

補助対象機器・補助額

機器名及び補助額	補助額
 太陽光発電設備	補助額：1kWあたり 5万円/kW ※補助金の上限は 245万円(49kW)です
 定置用蓄電池	補助額：工事費用(補助 対象費用)の1/3 ※補助の上限額は、業務用蓄電池の場合は 1kWhあたり6万3千円(上限16.6kWh)、 家庭用蓄電池の場合は1kWhあたり5万 1千円(上限16.6kWh)です。
機器要件	
●太陽電池モジュールの合計出力が1.5kW以上の設備であること。 ●自家消費型配線であること。(50%以上自家消費すること。) ●未使用品であること。(中古品は補助対象外)	●太陽光発電設備に付帯するものであり、常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備が発電する電力を放充電できるもの。 ●停電時のみ使用する非常用電源装置ではないもの。 ●未使用品であること。(中古品は補助対象外)

募集期間

2022年11月24日～2023年1月31日

先着順にて受付。予算額に達し次第、募集を終了します。

申込に関するお問い合わせ及び申込先

送付先

〒065-0012 札幌北十二条郵便局留め「自家消費型太陽光発電設備導入補助金受付係」

お問い合わせ 電話番号

☎011-700-0699 「自家消費型太陽光発電設備導入補助金受付係」

【受付時間】 平日午前10時～午後6時まで（土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は受付していません）

※郵送時の注意：郵便局留めのため、日本郵便以外の郵便サービスは返送される場合があります。

札幌市環境局

あらいを想う
Think Green
環境首都・札幌



さっぽろ市
02-J02-22-2176
R4-2-1378

自家消費型太陽光発電とは

自家消費型とは、太陽光発電設備で発電した電気を、自らの会社内や共同住宅などで消費することをいいます。

これまで、太陽光発電設備によって発電した電気は、固定価格買取制度 (FIT) によって、売電されてきましたが、買取価格が毎年低下していることに加え、電気料金が上昇していることから、昨今は自家消費することが有利という考えが主流になっています。

補助対象者について

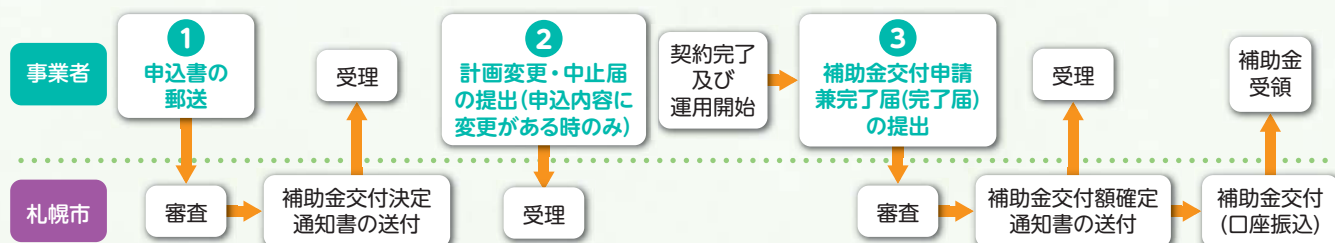
- 補助対象事業者 日本国内において事業活動を営んでおり、次のいずれかに該当する方。
 1. 会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第1号に規定する会社
 2. 法人税法 (昭和40年法律第34号) 第2条第7号に規定する協同組合等
 3. 保険業法 (平成7年法律第105号) 第2条第5項に規定する保険会社
 4. 社会福祉法 (昭和27年法律第45号) 第22条に規定する社会福祉法人
 5. 私立学校法 (昭和24年法律第270号) 第3条に規定する学校法人
 6. 医療法 (昭和23年法律第205号) 第39条に規定する医療法人
 7. 宗教法人法 (昭和26年法律第126号) 第4条第2項に規定する宗教法人
 8. 特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (NPO法人)
 9. 建物の区分所有等に関する法律 (昭和38年法律第69号) 第3条に規定する団体
 10. 個人事業主 (開業届の写しを提出できること)
 11. その他環境大臣の承認を得て札幌市長が適当と認める者

補助を受けることができる条件

1. FIT、FIP (Feed in Premium) の認定を取得しないこと。
2. 発電の50%以上を自家消費すること。
3. 定置用蓄電池は太陽光発電設備に付帯するもののみ対象。
4. 環境省の交付金を活用することから、交付金の要領等に該当すること。
5. 2023年3月10日までに完了報告が提出できる太陽光発電設備・定置用蓄電池が対象。
6. 本補助制度への申込みを完了してから、対象機器の設置に係る契約を締結すること。
(下記「申込から補助金受領までの手続きの流れ」を参照。)
7. 国が実施する他の補助金等を受けていないこと。

申込から補助金受領までの手続きの流れ

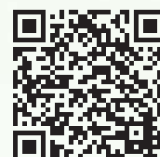
- 対象機器の設置に係る契約を締結するよりも前に、申込書を提出し補助金交付決定の通知を受ける必要があります。



※完了届提出期限までに、補助金交付申請兼完了届を提出していただく必要があります。
※補助金の交付は完了届を提出いただいてから1ヶ月半以上かかる場合があります。

申込方法

申込書により、募集期間内に郵送してください。
申込書及びその他の様式は、ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.city.sapporo.jp/kankyoe/energy/hojo/jikashohi.html>)



完了届の提出期限について

機器の設置工事を完了したことを示す完了届の提出期限は、下記のいずれか早い日までです。
(提出期限日までの消印有効。)

- ①対象機器取得日の翌日を起算日として、60日を経過する日
- ②2023年3月10日

完了届・財産処分の制限・補助金の返還

補助金交付申請兼完了届（完了届）の提出

提出期日までに補助金交付申請兼完了届及び、下記の添付書類を郵送してください。

●添付書類

1. 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し(法人のみ)
2. 開業届の写し(個人事業主のみ)
3. 納税証明書(指名願)の原本又は写し(法人及び個人事業主のみ)
4. 管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会議事録等)(マンション管理組合のみ)
※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること
5. 補助対象機器の設置について、管理組合総会等で承認決議を得ていることを証する書類(総会議事録等)(マンション管理組合のみ) ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること
6. 対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用が判る書類
例：見積書、契約書 等 ※内訳がわからないものは受付できません
7. 工事内容証明書(様式5)(6の金額と一致していること。)
8. 機器設置写真 ※設置状況や機器の銘板など、写真が不明瞭な場合は受付できません
9. 製品仕様書
10. 竣工図
11. 補助金の振込先(銀行名・支店、口座名義(カタカナ)、口座番号)がわかる書類
12. 【太陽光発電設備の補助を申請した場合】
系統への接続日(又は接続希望日)がわかる書類
例：電力会社へ提出した「系統連系および電力購入申込書」、又は「系統連系・電力購入申込書」等
※系統への接続を行わない場合、提出の必要はありません
13. 【定置用蓄電池の補助を申請した場合】
太陽光発電設備を接続したことがわかる結線図

財産処分の制限

補助を受けた機器を法定耐用年数の期間内に廃棄する、又は所有移転する場合には事前に承認申請が必要となります。

なお、使用しない期間に応じて補助金を返還していただきます。

補助金の返還

自家消費型太陽光発電設備への補助のため、毎年の確認時において、50%以上の自家消費がなされていない場合には、補助金の返還(残存価値分)を求めることになります。

また、国や札幌市の指導に従わない場合にも返還を求めることがあります。

アンケートの回答

補助金を受けて機器を設置した方には、設置後、年間の電力使用量や稼働状況等について、アンケート調査に協力していただきます。また、広報誌等への取材協力をお願いすることがあります。

⚠ 注意事項

- ・札幌市からの交付決定を受けるまでは、工事等の契約はできません。
- ・自家消費率が50%を超えていることを確認するため、月単位で年1回、札幌市に報告をしなければなりません。

補助制度に関するQ&A

Q1 自家消費型太陽光発電とはなんですか？

太陽光発電設備により発電された電気を自ら使用するものです。この補助制度では、発電量の50%以上を自家消費することが補助要件となります。

Q2 新築、既築どちらへの太陽光発電設備の設置であっても補助対象ですか？

新築、既築どちらも補助対象です。

Q3 既に設置済み又は設置工事中の機器は補助の対象になりますか？

補助対象になりません。本補助制度への申込み完了時に発行される補助金交付決定通知書の受理後に、機器の購入契約を締結してください。

Q4 店舗兼住宅は補助の対象になりますか？

補助対象になります。

Q5 敷地以外に設置する太陽光発電設備は補助対象になりますか？

敷地内(オンサイト)のみ対象となります。

Q6 移動式の蓄電池は補助対象でしょうか？

定置用蓄電池を設置(新規太陽光発電の付帯)のみ対象となります。

Q7 停電時に利用するための蓄電池は補助対象でしょうか？

再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすることが必要です。停電時のみに使用する非常用予備電源は補助対象となりません。

Q8 FIT・FIPの認定を取得しないこととありますが、民間企業へ余剰電力を売電することは可能でしょうか？

自家消費率50%以上を確保したうえで、余剰が発生する場合には、FIT・FIPではなく民間企業に余剰電力を売却することは可能です。なお、売電する場合には北海道電力ネットワーク株式会社との系統連系が必要です。

Q9 自家消費にて生まれたCO₂排出削減量(環境価値)をJ-クレジット制度などを活用し、売却することは可能でしょうか？

本補助制度によって設置された太陽光発電設備から生まれたCO₂排出削減量(環境価値)をJ-クレジット制度などを活用し売却することはできません。

Q10 未使用品はどのような基準で判断するのでしょうか？

設置した太陽光発電設備が発電していないことを、また、定置用蓄電池が外部に電力を供給していないことを基準としています。

Q11 申請書類の返却は可能ですか？

提出された申請書類は返却いたしません。そのため、手元に控えをご用意ください。

Q12 建物の屋上以外に太陽光パネルを設置しても補助対象でしょうか？

壁などに設置した場合でも補助対象となりますが、取り外しが可能な窓などに設置する場合には補助対象とならないことがあります。

Q13 太陽光発電設備又は定置用蓄電池のみの申込みはできますか？

太陽光発電設備のみの申請可能です。定置用蓄電池は、新規で設置する太陽光発電設備に付帯する場合のみ補助対象となります。

Q14 太陽光発電設備の補助金額の計算方法はどのようなのですか？

太陽光発電設備の場合は、太陽光発電設備の出力合計(kW)に5万円を乗じた額です。(上限は245万円)
太陽光発電設備の出力合計とは、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値となります。

Q15 定置用蓄電池の補助金額の計算方法はどのようなのですか？

定置用蓄電池の場合は、設置する蓄電池が、業務用なのか家庭用なのかによって、補助金額が変わります。業務用蓄電池の場合は、対象機器の購入・設置に要する費用(消費税を含まない)に1/3を乗じて得た額と蓄電池の定格容量(kWh)に6万3千円(上限16.6kWh)を乗じた額の小さい方が補助金額になります。
また、家庭用蓄電池の場合は、同じく1/3を乗じて得た額と蓄電池の定格容量(kWh)に5万1千円(上限16.6kWh)を乗じた額の小さい方が補助金額になります。なお、定置用蓄電池の蓄電池容量は、定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値となります。また、補助金額は千円未満を切り捨てた額となります。

Q16 業務用蓄電池と家庭用蓄電池の違いは何ですか？

蓄電池の容量が4,800Ah・セル以上であれば業務用、4,800Ah・セル未満であれば家庭用となります。

Q17 系統連系をする必要がありますか？

自家消費のみで余剰電力を売電する必要がある場合には、電力系統連系を行う必要はありません。なお、高圧連系の場合には、特に時間を要することがありますので、北海道電力ネットワークへご確認ください。

Q18 太陽光発電の設置工事が年度を跨ぐ場合には補助対象となりますか？

この補助事業は、単年度予算であることから、年度内での執行になります。そのため、年度を跨ぐ工事に対しては、補助対象とすることが出来ません。定置用蓄電池についても同様です。

Q19 国の他の補助金との併用は可能ですか？

併用できません。

「札幌市 自家消費型太陽光発電設備導入補助金」で検索!

札幌市 自家消費型太陽光発電設備導入補助金

検索

上記のQ&Aのほか、詳しくは要綱・要領をご確認ください!

※当補助金は札幌市が環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、間接的に補助するものです。